

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課)	1
○保安林の指定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (2件) (〃)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (〃)	2
○都市計画の変更 (2件) (都市計画課)	2
入札公告	
○一般競争入札 (メルトブロー不織布製造装置一式の購入) の公告 (総務事務センター)	2

告 示

高知県告示第518号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半	平成23年9月26日及び27日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町及び四万十町

高知県告示第519号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町御坊畑字ドヲシリ51、908のイ、字松ノモト

903、字ヲリヲ904のイ、907、字上ドヲシリ912、字ダバ913、字ニウドウ915、字ナカ谷916の1、917の1、字ヌタツボ918の1、字マタス932、933の1、字モリ935の1、936の1、字ツイチ938の1、940、943、944の1、字中ツイチ947の1、947の4、字下ツイチ949の1、字小ミヨ962の2、969の3、字コバノヲ990の8、990の9、字フトナセ997の1、字下フトナセ998の1、字ヨケナセ999、字上ウツゲジリ1007の1、字アワガ谷1009の1、1009の9、字下モ切1011の1、字中センジヤブ1015の1、1015の7、1015の8、字ウキキサ1023の1、字ヒラサコ1024の2、字フカダニ1025の6、字上ウチノ尾1038、1039のイ、字アナガサコ1041の1、字ナツヤケ1043の1、字下ウツゲシリ1047の7、字カンバタ1054の1、字ウチノ尾1075の1、字林ノ下タ1078のイ、字中ウチノ尾1079の1、字小内ノヲ1084、字下チョウハン1085、字シタキレ1086のイ、字大ナシロ1087、字シラコ1088、字トウナイ1089、1090、字シラコサコ1094の1、字池ノ谷1096の4、字下池ノ谷1097の1、1097の3、字ヲリ山口1099の2、字シイノキ谷1100の1、1100の5、字八丁1102の1、字ユルガサコ1104の2、字サフロア谷1105の1、1105の9、字ムラカミ1106、字タニノラク1109の1、1109の2、字北ヲモギレ1111の1、1111の3、1111の8、字ヲモギレ1112の1、字チョウシノロ1114の1、字下モコウジロウ1115の1、1115の3、1115の4、字コウジロウ1116の1、字クチニセ1118の1、字上ミシヤガ谷1120の2、字宮ガ谷1121の7、字上丁子ノロ1123の4、1123の9、字シメガハリ1124、字下ノダン1139の1、1139の2、1139の4、字ワルサ谷1140、1141、字コエト1142の1、字クチバンドヲガラ1181の2、字キノハナ1182の1

- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

高知県告示第520号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いの町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 公衆の保健
3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第521号 次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。 平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 仁淀川町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 仁淀川町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第522号 平成23年7月高知県告示第465号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指

定施業要件を変更する予定の通知の内容を黒潮町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 幡多郡大方町有井川268番地1 (2) 氏名 宮地 繁春
2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町有井川字シラキ山1773、蜷川字對串山3599の12 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
高知県告示第523号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 都市計画の種類 高知広域都市計画道路（3・3・11号南国駅前線）
2 都市計画を変更する土地の区域 変更する部分 南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目の各一部
3 縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び南国市役所
高知県告示第524号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 都市計画の種類 高知広域都市計画道路（3・4・6号高知南国線）
2 都市計画を変更する土地の区域 変更する部分 南国市大楠字野岸、宇実兼及び字横枕の各一部

3 縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び南国市役所 ----- 入 札 公 告 ----- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 なお、この調達は、平成23年5月17日付で入札公告を行ったものについて、再度一般競争入札に付するものである。 平成23年8月9日 高知県知事 尾崎 正直
1 入札に付する事項 (1) 購入物品の名称及び数量 メルトブロー不織布製造装置一式 1台 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成24年3月23日 (4) 納入場所 吾川郡いの町波川287-4 高知県立紙産業技術センター (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

<p>わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成23年8月9日(火)から同月29日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年9月20日(火)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年9月16日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年8月29日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (6) 手続における交渉の有無 無</p>	<p>(7) 契約書作成の要否 要 (8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年8月29日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Details of items to be purchased: Melt-blown nonwoven fabric machine 1 set (2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Tuesday 20 September 2011 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Friday 16 September 2011 (4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p>	
---	---	--